

サービス管理責任者等実践研修 OJT 期間短縮の例外規定について

サービス管理責任者等の実践研修受講に必要な実務経験（OJT）は、基礎研修修了後原則として「2年以上」ですが、一定の要件を満たした場合には例外的に「6月以上」で受講可能となりました。

要件に該当し、例外規定適用を希望する場合には届け出てください。

（例外規定については厚生労働省の通知をご一読ください。特に「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関する Q&A について」（以下「Q&A」という）をご確認ください。）

1、例外規定適用の要件

- ①基礎研修受講時に実務経験要件を満たしている
- ②実践研修受講時まで6月以上「個別支援計画作成の業務に従事」している
- ③②の業務に従事することにつき、指定権者に届け出ている

2、三重県における取扱い

それぞれの要件について証明するための書類を提出してください。

①については実務経験証明書（様式2号）をご提出ください。Q&Aにもありますが、「基礎研修受講時に満たしている」必要がありますので、ご注意ください（Q&A「問1～3」参照）。資格所持によって実務経験を満たす場合はその資格を証明するものを添付してください。

②については、「個別支援計画」の写し等を届け出ていただくと手続き上の負担が増すため、個別支援計画作成業務従事証明書（様式3号）に「個別支援計画（原案）作成日」及び「対象者氏名」を記載いただくことで確認させていただきます。（「従事」についてはQ&A「問1、4」参照）。またそのことを証明するために施設長又は代表者の署名をお願いします。

なおQ&Aにあるように、概ね10回以上は携わることが基本となります（Q&A「問5」参照）。

③については届出書（様式1号）に必要事項を記載し、施設長等の署名をお願いします。

3、注意事項等

書類の提出は、郵送でも可能ですが、PDF等に加工の上、電子メールでの提出にご協力ください。

要件を満たさないことが判明した場合、研修修了後であっても修了を取り消しますのでご注意ください。

なお、この届出書類は体制届等とは別であり、実践研修受講のためだけのものですのでご注意ください。